

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------|
| 42 | 住登外者宛名関係情報の管理に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、住登外者宛名関係情報の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和7年1月10日

項目一覧

| |
|----------------------|
| I 基本情報 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策 |
| IV 開示請求、問合せ |
| V 評価実施手続 |
| (別添2) 変更箇所 |

I 基本情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|----------------------------------|---|
| ①事務の名称 | 住登外者宛名関係情報の管理に関する事務 |
| ②事務の内容 | <p>本市の事務処理(行政サービス)上必要となる基礎情報(対象者の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)等)の業務横断的な管理を実現し、宛名番号(本市の所有するシステムにおいて個人を一意に特定するために付番されている番号。)を用いた中間サーバーとの情報連携を実施するものである。</p> <p>住民基本台帳登録者は住民基本台帳システム上の宛名番号にて業務横断的な管理がなされているが、住民基本台帳システムの登録外者(住民基本台帳上、本市に住所を有しない者。以下「住登外者」という。)については各業務システムごとに必要な宛名情報を管理しているため、その登録者を住登外者として宛名番号で個人を一意に特定し、業務横断的に管理する事務を行う。また、各担当部署の業務の必要性により統合宛名システムを参照する場合、本特定個人情報保護評価書に記載されたリスク対策を実施する。</p> |
| ③対象人数 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[10万人以上30万人未満]</div> <div style="text-align: center;"> <p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p> </div> </div> |
| 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム | |
| システム1 | |
| ①システムの名称 | 宛名システム(税務システム(MICJET MISALIO)) |
| ②システムの機能 | <p>1. 宛名管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住登外者宛名関係情報の管理を行う。 ・住登外者宛名情報の異動管理を行う。 |
| ③他のシステムとの接続 | <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">[] 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[] 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[] 既存住民基本台帳システム</div> <div style="width: 50%;">[] 宛名システム等</div> <div style="width: 50%;">[] 税務システム</div> <div style="width: 100%; margin-top: 5px;">[<input checked="" type="radio"/>] その他 (番号連携システム、ガバメントクラウド上のオブジェクトストレージ)</div> </div> |
| システム2～5 | |

| システム2 | |
|-------------|---|
| ①システムの名称 | 番号連携システム |
| ②システムの機能 | <p>1. 宛名管理機能</p> <p>①住民記録システムが保有する宛名情報を、番号連携サーバーの宛名データベース(以下「宛名DB」という。)にセットアップする。</p> <p>②住民記録システムの異動処理に伴い宛名情報を受信し、番号連携サーバーの宛名DBに更新する。</p> <p>③個人番号により同一人を判定し、統合宛名番号を採番し管理する。</p> <p>④宛名情報のオンライン機能(照会・更新)を提供する。</p> <p>2. 情報提供機能</p> <p>①各業務システムが保有する各業務情報を、番号連携サーバーの業務データベース(以下「業務DB」という。)にセットアップし、中間サーバーシステムに連携する。</p> <p>②各業務システムの異動処理に伴い各業務情報を受信し、番号連携サーバーの業務DBに更新し、中間サーバーシステムに連携する。</p> <p>③各業務情報のオンライン機能(照会・更新)を提供する。</p> <p>3. 情報照会機能</p> <p>①(内部)個人番号で対象者を検索し、中間サーバーシステム経由で情報提供依頼を行い、オンライン表示を行う。</p> <p>②情報照会対象者情報を中間サーバーシステムに要求し、照会結果の画面表示又は一括ファイルを作成する。</p> <p>4. 符号取得要求機能</p> <p>符号取得を中間サーバーシステムに要求及び受信し、符号要求データを住基ネットGWサーバーに送信する。</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[O] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[O] その他 (中間サーバーシステム)</p> |
| システム3 | |
| ①システムの名称 | ガバメントクラウド上のオブジェクトストレージ |
| ②システムの機能 | <p>ファイル連携の格納先として、オブジェクトストレージを利用する。</p> <p>オブジェクトストレージとしてAWSの「Amazon Simple Storage Service(S3)」を利用する。</p> <p>税業務との連携が必要な周辺システムとの間において各システムが必要とする情報を相互に共有する。</p> |

| | |
|----------------------------|--|
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（共通基盤システム） |
| システム11～15 | |
| システム16～20 | |
| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
| 住登外者宛名関係情報ファイル | |
| 4. 個人番号の利用 ※ | |
| 法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第9条(利用範囲)※同条により番号利用が認められる各事務システムを統括管理する |
| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
| ①実施の有無 | <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</small> |
| ②法令上の根拠 | |
| 6. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 財政部税務事務所市民税課 |
| ②所属長の役職名 | 市民税課長 |
| 7. 他の評価実施機関 | |
| | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|--|
| 住登外者宛名関係情報ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 住登外者 |
| その必要性 | 住登外者の正確な管理を目的としているため。 |
| ④記録される項目 | [100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (DV関連情報) |
| その妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報: 対象者を正確に特定するために保有 ・連絡先等情報・業務関係情報: 住登外者に関する記録の適正な管理を行うために保有 |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 令和7年1月6日 |
| ⑥事務担当部署 | 財政部税務事務所 市民税課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|-----------------|---|--|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁(税務署)、日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (各都道府県、各市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く)) <input type="checkbox"/> その他 () | |
| ②入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (国税連携システム、地方税電子申告・年金特徴システム、住民基本台帳ネットワークシステム) | |
| ③使用目的 ※ | 住登外情報の新規・修正登録等の管理等を行うことはもとより、各業務システムにおいて効率的かつ適正に業務を行うため。 | |
| ④使用の主体 | 使用部署 | 財政部税務事務所市民税課 |
| | 使用者数 | <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> <div style="display: inline-block; vertical-align: top; margin-left: 10px;"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </div> |
| ⑤使用方法 | 1. 住登外異動に関する事務 ・住登外情報の異動情報管理を行う。 | |
| | 情報の突合 | 特になし |
| ⑥使用開始日 | 令和7年1月6日 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|----------------------|--|---|
| 委託の有無 ※ | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件 | |
| 委託事項1 | 宛名システム(税務システム(MICJET MISALIO))の維持運用業務 | |
| ①委託内容 | 宛名システム(税務システム(MICJET MISALIO))の維持運用業務 | |
| ②委託先における取扱者数 | [50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 富士通Japan株式会社 | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | 契約上、再委託は原則として禁止しており書面により本市の承諾を得ることとなっている。再委託承諾書は再委託先、再委託理由及び業務監督の責任が明記されている。 |
| | ⑥再委託事項 | メインシステムである個人住民税システム(MICJET MISALIO)の維持運用、連携するサブシステムである課税資料イメージデータ管理システム(Tomas Force)、申告支援システム(F@INTAX)の維持運用 |
| 委託事項2～5 | | |
| 委託事項6～10 | | |
| 委託事項11～15 | | |
| 委託事項16～20 | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
|------------------------------|--|
| 提供・移転の有無 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (1) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている (6) 件 [] 行っていない |
| 提供先1 | 徳島市教育委員会 学校教育課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第11号 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下「徳島市番号法施行条例」という。)第3条第2項 別表第3 ①5の項、②7の項、③10の項 |
| ②提供先における用途 | ①学校教育法第19条の援助に関する事務 ②修学の能力があるにもかかわらず、経済的理由のために大学への就学が困難な者に対して奨学金を貸し付ける事業に関する事務 ③徳島市立の小学校又は中学校の特別支援学級等に就学している児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため就学のために必要な経費の一部を支給する事業に関する事務 |
| ③提供する情報 | 住登外者宛名関係情報 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | ①学校教育法第19条の援助関係対象者 ②修学の能力があるにもかかわらず、経済的理由のために大学への就学が困難な者に対して奨学金を貸し付ける事業関係対象者 ③徳島市立の小学校又は中学校の特別支援学級等に就学している児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため就学のために必要な経費の一部を支給する事業関係対象者 |
| ⑥提供方法 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (ガバメントクラウド上のオブジェクトストレージ) |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 提供先2～5 | |
| 提供先6～10 | |
| 提供先11～15 | |
| 提供先16～20 | |

| | |
|--------------------|---|
| 移転先1 | 子育て支援課 |
| ①法令上の根拠 | 徳島市番号法施行条例第2条第2項 徳島市番号法施行条例第2条第3項 別表第2 ①10の項、④19の項、⑤20の項 |
| ②移転先における用途 | ①児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ②児童手当法による児童手当の支給に関する事務 ③子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 ④子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務 ⑤重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務 |
| ③移転する情報 | 住登外者宛名関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | ①児童扶養手当の支給関係対象者 ②児童手当の支給関係対象者 ③地域子ども・子育て支援事業の実施関係対象者 ④子ども医療費の助成関係対象者 ⑤重度心身障害者等に対する医療費の助成関係対象者 |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (ガバメントクラウド上のオブジェクトストレージ) |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|---|
| 移転先2 | 障害福祉課 |
| ①法令上の根拠 | 徳島市番号法施行条例第2条第2項 徳島市番号法施行条例第2条第3項 別表第2 ①2の項、⑤5の項、⑥9の項、③11の項、④18の項、⑦20の項 |
| ②移転先における用途 | ①児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する事務 ②特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務 ③特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務 ④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 ⑤身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 ⑥知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 ⑦重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務 |
| ③移転する情報 | 住登外者宛名関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満] |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | ①障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供又は費用の徴収関係対象者 ②特別児童扶養手当の支給関係対象者 ③障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は福祉手当支給関係対象者 ④自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施関係対象者 ⑤身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収関係対象者 ⑥知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収関係対象者 ⑦重度心身障害者等に対する医療費の助成関係対象者 |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (ガバメントクラウド上のオブジェクトストレージ) |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|--|
| 移転先3 | 住宅課 |
| ①法令上の根拠 | 徳島市番号法施行条例第2条第2項 |
| ②移転先における用途 | ①公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務 ②住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務 |
| ③移転する情報 | 住登外者宛名関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | ①公営住宅の管理関係対象者 ②改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置関係対象者 |
| ⑥移転方法 | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (ガバメントクラウド上のオブジェクトストレージ) |
| ⑦時期・頻度 | |

| | |
|--------------------|--|
| 移転先4 | 保険年金課 |
| ①法令上の根拠 | 徳島市番号法施行条例第2条第2項 別表第2 ①8の項 |
| ②移転先における用途 | ①国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 ②国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務 ③高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 ④特定障害者に対する特別障害者給付金の支給に関する法律による特別障害者給付金の支給に関する事務 ⑤年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務 |
| ③移転する情報 | 住登外者宛名関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | ①国民健康保険給付の支給又は保険料の徴収関係対象者 ②年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収関係対象者 ③後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収関係対象者 ④特別障害者給付金の支給関係対象者 ⑤年金生活者支援給付金の支給関係対象者 |
| ⑥移転方法 | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (ガバメントクラウド上のオブジェクトストレージ) |
| ⑦時期・頻度 | |

| | |
|--------------------|--|
| 移転先5 | 人事課 |
| ①法令上の根拠 | 徳島市番号法施行条例第2条第2項 |
| ②移転先における用途 | 児童手当法による児童手当の支給に関する事務 |
| ③移転する情報 | 住登外者宛名関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 児童手当の支給関係対象者 |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (ガバメントクラウド上のオブジェクトストレージ) |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|---|
| 移転先6 | 子ども健康課 |
| ①法令上の根拠 | 徳島市番号法施行条例第2条第2項 徳島市番号法施行条例第2条第3項 別表第2 ⑥17の項 |
| ②移転先における用途 | ①児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務 ②母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務 ③母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務 ④予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 ⑤母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務 ⑥健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務 |
| ③移転する情報 | 住登外者宛名関係情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | ①助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施関係対象者 ②母子及び父子並びに寡婦に対する資金の貸付け関係対象者 ③母子及び父子並びに寡婦に対する給付金の支給関係対象者 ④予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収関係対象者 ⑤保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収関係対象者 ⑥健康増進法による健康増進事業の実施関係対象者 |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (ガバメントクラウド上のオブジェクトストレージ) |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 6. 特定個人情報の保管・消去 | |
|-----------------|---|
| 保管場所 ※ | <p>【庁舎内における措置】 データは入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスは、ID・パスワードによる認証が必要となる。 紙媒体は施錠されるキャビネット、書庫、倉庫に保管する。</p> <p>【システムの維持運用委託先業者のデータセンターにおける措置】</p> <p>① 宛名システム(税務システム(MICJET MISALIO))、課税資料イメージデータ管理システム(Tomas Force)、申告支援システム(F@INTAX)は外部のデータセンターに設置しており、データセンター及びサーバー室への入退室を厳重に管理する。</p> <p>② 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存する。</p> |
| 7. 備考 | |
| | |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1.宛名システム (税務システム(MICJET MISALIO))

| 項目種別 | 項目名 |
|--------|------------|
| 識別情報 | 宛名コード |
| 識別情報 | マイナンバー |
| 個人宛名情報 | 異動日 |
| 個人宛名情報 | 異動事由 |
| 個人宛名情報 | 個法区分 |
| 個人宛名情報 | 最古宛名コード |
| 個人宛名情報 | 関連前宛名コード |
| 個人宛名情報 | 関連宛名履歴番号 |
| 個人宛名情報 | 関連宛名開始事由 |
| 個人宛名情報 | 関連宛名開始異動日 |
| 個人宛名情報 | 関連宛名開始設定日 |
| 個人宛名情報 | 関連宛名終了事由 |
| 個人宛名情報 | 関連宛名終了異動日 |
| 個人宛名情報 | 関連宛名終了設定日 |
| 個人宛名情報 | 宛名税目コード |
| 個人宛名情報 | 連絡先履歴番号 |
| 個人宛名情報 | 連絡先種別 |
| 個人宛名情報 | 電話番号等 |
| 個人宛名情報 | 電話区分 |
| 個人宛名情報 | 電話優先区分 |
| 個人宛名情報 | 経理担当者等 |
| 個人宛名情報 | 連絡先設定日 |
| 個人宛名情報 | 住記住民日 |
| 個人宛名情報 | 住記住定日 |
| 個人宛名情報 | 住記消除日 |
| 個人宛名情報 | 住記消除事由 |
| 個人宛名情報 | 通称名優先区分住民税 |
| 個人宛名情報 | 通称名優先区分軽自 |
| 個人宛名情報 | 通称名優先区分固定 |
| 個人宛名情報 | 通称名優先区分国保 |
| 個人宛名情報 | 通称名優先区分予備 |
| 個人宛名情報 | 口座番号表示有無 |
| 個人宛名情報 | 宛名区分 |
| 個人宛名情報 | 通称名区分 |
| 個人宛名情報 | 通称名使用区分 |
| 個人宛名情報 | 送付先履歴番号 |
| 個人宛名情報 | 関連宛名設定フラグ |
| 個人宛名情報 | 宛名異動事由 |
| 個人宛名情報 | 送付先設定事由 |
| 個人宛名情報 | 送付先設定異動日 |
| 個人宛名情報 | 送付先設定届出日 |
| 個人宛名情報 | 送付先廃止事由 |
| 個人宛名情報 | 送付先廃止異動日 |
| 個人宛名情報 | 送付先廃止届出日 |
| 個人宛名情報 | 氏名カナ情報 |
| 個人宛名情報 | 氏名検索カナ情報 |
| 個人宛名情報 | 氏名漢字情報 |
| 個人宛名情報 | 名カナ情報 |
| 個人宛名情報 | 名検索カナ情報 |
| 個人宛名情報 | 名漢字情報 |
| 個人宛名情報 | 生年月日 |
| 個人宛名情報 | 性別 |
| 個人宛名情報 | 行政区コード |
| 個人宛名情報 | 小学校区 |
| 個人宛名情報 | 中学校区 |
| 個人宛名情報 | 選挙区 |

| | |
|--------|------------|
| 個人宛名情報 | 郵便親番 |
| 個人宛名情報 | 郵便子番 |
| 個人宛名情報 | 集配局コード |
| 個人宛名情報 | 住所区分 |
| 個人宛名情報 | 住所コード |
| 個人宛名情報 | 番地コード |
| 個人宛名情報 | 枝番コード |
| 個人宛名情報 | 小枝番コード |
| 個人宛名情報 | 小枝番コード3 |
| 個人宛名情報 | 住所漢字 |
| 個人宛名情報 | 方書漢字 |
| 個人宛名情報 | 国籍コード |
| 個人宛名情報 | 在留資格 |
| 個人宛名情報 | 宛名整理コード |
| 個人宛名情報 | 合併前自治体コード |
| 個人宛名情報 | 合併前宛名コード |
| 個人宛名情報 | 視覚障害者区分 |
| 個人宛名情報 | 更新業務コード |
| 個人宛名情報 | 在留期間開始日 |
| 個人宛名情報 | 在留期間終了日 |
| 個人宛名情報 | 宛名個法区分 |
| 個人宛名情報 | 特定宛先人区分 |
| 個人宛名情報 | 特定宛先人コード |
| 個人宛名情報 | 特定宛先人個法区分 |
| 個人宛名情報 | 特定宛先人SEQ |
| 個人宛名情報 | 特定宛先人設定日 |
| 個人宛名情報 | 特定宛先人廃止日 |
| 個人宛名情報 | 開始年度 |
| 個人宛名情報 | 終了年度 |
| 個人宛名情報 | 世帯コード |
| 個人宛名情報 | 世帯員宛名コード |
| 個人宛名情報 | 続柄コード |
| 個人宛名情報 | 世帯増事由 |
| 個人宛名情報 | 世帯増異動日 |
| 個人宛名情報 | 世帯増届出日 |
| 個人宛名情報 | 世帯減事由 |
| 個人宛名情報 | 世帯減異動日 |
| 個人宛名情報 | 世帯減届出日 |
| 個人宛名情報 | 異動処理区分 |
| 個人宛名情報 | 個人宛名旧情報 |
| 個人宛名情報 | 旧宛名コード |
| 個人宛名情報 | 旧宛名区分 |
| 個人宛名情報 | 旧個法区分 |
| 個人宛名情報 | 旧宛名税目コード |
| 個人宛名情報 | 旧通称名区分 |
| 個人宛名情報 | 旧通称名使用区分 |
| 個人宛名情報 | 旧送付先履歴番号 |
| 個人宛名情報 | 旧関連宛名設定フラグ |
| 個人宛名情報 | 旧宛名異動事由 |
| 個人宛名情報 | 旧送付先設定事由 |
| 個人宛名情報 | 旧送付先設定異動日 |
| 個人宛名情報 | 旧送付先設定届出日 |
| 個人宛名情報 | 旧送付先廃止事由 |
| 個人宛名情報 | 旧送付先廃止異動日 |
| 個人宛名情報 | 旧送付先廃止届出日 |
| 個人宛名情報 | 旧氏名カナ情報 |
| 個人宛名情報 | 旧氏名検索カナ情報 |
| 個人宛名情報 | 旧氏名漢字情報 |
| 個人宛名情報 | 旧名カナ情報 |

| | |
|--------|-------------|
| 個人宛名情報 | 旧名検索カナ情報 |
| 個人宛名情報 | 旧名漢字情報 |
| 個人宛名情報 | 旧生年月日 |
| 個人宛名情報 | 旧性別 |
| 個人宛名情報 | 旧行政区コード |
| 個人宛名情報 | 旧小学校区 |
| 個人宛名情報 | 旧中学校区 |
| 個人宛名情報 | 旧選挙区 |
| 個人宛名情報 | 旧郵便親番 |
| 個人宛名情報 | 旧郵便子番 |
| 個人宛名情報 | 旧集配局コード |
| 個人宛名情報 | 旧住所区分 |
| 個人宛名情報 | 旧住所コード |
| 個人宛名情報 | 旧番地コード |
| 個人宛名情報 | 旧枝番コード |
| 個人宛名情報 | 旧小枝番コード |
| 個人宛名情報 | 旧小枝番コード3 |
| 個人宛名情報 | 旧住所漢字 |
| 個人宛名情報 | 旧方書漢字 |
| 個人宛名情報 | 旧画面表示保護 |
| 個人宛名情報 | 旧国籍コード |
| 個人宛名情報 | 旧在留資格 |
| 個人宛名情報 | 旧宛名整理コード |
| 個人宛名情報 | 旧合併前自治体コード |
| 個人宛名情報 | 旧合併前宛名コード |
| 個人宛名情報 | 旧視覚障害者区分 |
| 個人宛名情報 | 旧異動担当者 |
| 個人宛名情報 | 旧更新業務コード |
| 個人宛名情報 | 旧在留期間開始日 |
| 個人宛名情報 | 旧在留期間終了日 |
| 個人宛名情報 | 旧住記住民日 |
| 個人宛名情報 | 旧住記住定日 |
| 個人宛名情報 | 旧住記消除日 |
| 個人宛名情報 | 旧住記消除事由 |
| 個人宛名情報 | 旧通称名優先区分住民税 |
| 個人宛名情報 | 旧通称名優先区分軽自 |
| 個人宛名情報 | 旧通称名優先区分固定 |
| 個人宛名情報 | 旧通称名優先区分国保 |
| 個人宛名情報 | 旧通称名優先区分予備 |
| 個人宛名情報 | 旧口座番号表示有無 |
| 個人宛名情報 | 旧予備項目 |
| 個人宛名情報 | 旧利用者予備項目 |
| 個人宛名情報 | 旧世帯コード |
| 個人宛名情報 | 個人宛名新情報 |
| 個人宛名情報 | 新タイムスタンプ日付 |
| 個人宛名情報 | 新タイムスタンプ時刻 |
| 個人宛名情報 | 新宛名コード |
| 個人宛名情報 | 新宛名区分 |
| 個人宛名情報 | 新個法区分 |
| 個人宛名情報 | 新宛名税目コード |
| 個人宛名情報 | 新通称名区分 |
| 個人宛名情報 | 新通称名使用区分 |
| 個人宛名情報 | 新送付先履歴番号 |
| 個人宛名情報 | 新関連宛名設定フラグ |
| 個人宛名情報 | 新宛名異動事由 |
| 個人宛名情報 | 新送付先設定事由 |
| 個人宛名情報 | 新送付先設定異動日 |
| 個人宛名情報 | 新送付先設定届出日 |
| 個人宛名情報 | 新送付先廃止事由 |

| | |
|--------|-------------|
| 個人宛名情報 | 新送付先廃止異動日 |
| 個人宛名情報 | 新送付先廃止届出日 |
| 個人宛名情報 | 新氏名カナ情報 |
| 個人宛名情報 | 新氏名検索カナ情報 |
| 個人宛名情報 | 新氏名漢字情報 |
| 個人宛名情報 | 新名カナ情報 |
| 個人宛名情報 | 新名検索カナ情報 |
| 個人宛名情報 | 新名漢字情報 |
| 個人宛名情報 | 新生年月日 |
| 個人宛名情報 | 新性別 |
| 個人宛名情報 | 新行政区コード |
| 個人宛名情報 | 新小学校区 |
| 個人宛名情報 | 新中学校区 |
| 個人宛名情報 | 新選挙区 |
| 個人宛名情報 | 新郵便親番 |
| 個人宛名情報 | 新郵便子番 |
| 個人宛名情報 | 新集配局コード |
| 個人宛名情報 | 新住所区分 |
| 個人宛名情報 | 新住所コード |
| 個人宛名情報 | 新番地コード |
| 個人宛名情報 | 新枝番コード |
| 個人宛名情報 | 新小枝番コード |
| 個人宛名情報 | 新小枝番コード3 |
| 個人宛名情報 | 新住所漢字 |
| 個人宛名情報 | 新方書漢字 |
| 個人宛名情報 | 新画面表示保護 |
| 個人宛名情報 | 新国籍コード |
| 個人宛名情報 | 新在留資格 |
| 個人宛名情報 | 新宛名整理コード |
| 個人宛名情報 | 新合併前自治体コード |
| 個人宛名情報 | 新合併前宛名コード |
| 個人宛名情報 | 新視覚障害者区分 |
| 個人宛名情報 | 新異動担当者 |
| 個人宛名情報 | 新更新業務コード |
| 個人宛名情報 | 新在留期間開始日 |
| 個人宛名情報 | 新在留期間終了日 |
| 個人宛名情報 | 新住記住民日 |
| 個人宛名情報 | 新住記住定日 |
| 個人宛名情報 | 新住記消除日 |
| 個人宛名情報 | 新住記消除事由 |
| 個人宛名情報 | 新通称名優先区分住民税 |
| 個人宛名情報 | 新通称名優先区分軽自 |
| 個人宛名情報 | 新通称名優先区分固定 |
| 個人宛名情報 | 新通称名優先区分国保 |
| 個人宛名情報 | 新通称名優先区分予備 |
| 個人宛名情報 | 新口座番号表示有無 |
| 個人宛名情報 | 新予備項目 |
| 個人宛名情報 | 新利用者予備項目 |
| 個人宛名情報 | 新世帯コード |
| 個人宛名情報 | 市町村コード |
| 個人宛名情報 | 支所コード1 |
| 個人宛名情報 | 支所コード2 |
| 個人宛名情報 | カスタマバーコード |
| 個人宛名情報 | バーコード制御バイト |
| 個人宛名情報 | 住記住民区分 |
| 個人宛名情報 | 住記住民日異動日 |
| 個人宛名情報 | 住記住民日届出日 |
| 個人宛名情報 | 住記住民日異動事由 |
| 個人宛名情報 | 住記非住民異動日 |

| | |
|------------|-------------|
| 個人宛名情報 | 住記非住民届出日 |
| 個人宛名情報 | 住記非住民事由 |
| 個人宛名情報 | 転入前市町村コード |
| 個人宛名情報 | 転入前郵便番号 |
| 個人宛名情報 | 転入前住所 |
| 個人宛名情報 | 転入前方書 |
| 個人宛名情報 | 転出前市町村コード |
| 個人宛名情報 | 転出前郵便番号 |
| 個人宛名情報 | 転出前住所 |
| 個人宛名情報 | 転出前方書 |
| 個人宛名情報 | 外国人登録番号 |
| 個人宛名情報 | 入国目的コード |
| 個人宛名情報 | 社会保障番号 |
| 個人宛名情報 | D V フラグ |
| 個人宛名情報 | ネグレクトフラグ |
| 個人宛名情報 | 情報開示閲覧同意情報 |
| 個人宛名情報 | 不現住フラグ |
| 個人宛名情報 | 福祉地区コード 1 |
| 個人宛名情報 | 福祉地区コード 2 |
| 個人宛名情報 | 福祉地区コード 3 |
| 個人宛名情報 | 福祉地区コード 4 |
| 個人宛名情報 | 福祉地区コード 5 |
| 個人宛名情報 | 宛名異動区分 |
| 個人宛名情報 | 宛名履歴番号 |
| 個人宛名情報 | 口座振替還付区分 |
| 事業所管理情報 | 事業所関係項目群 |
| 口座管理情報 | 口座関係項目群 |
| 納組関係情報 | 納組関係項目群 |
| システム制御関係情報 | システム制御関係項目群 |
| 2.番号連携システム | |
| 項目種別 | 項目名 |
| 個人宛名項目 | 番号体系 |
| 識別情報 | 宛名番号 |
| 識別情報 | 個人番号 |
| 識別情報 | 統合宛名番号 |
| 個人宛名項目 | 世帯番号 |
| 個人宛名項目 | 住民種別 |
| 個人宛名項目 | 住民状態 |
| 個人宛名項目 | 氏名 |
| 個人宛名項目 | 氏名漢字 |
| 個人宛名項目 | 氏名カナ |
| 個人宛名項目 | 性別 |
| 個人宛名項目 | 生年月日 |
| 個人宛名項目 | 生年月日年号 |
| 個人宛名項目 | 生年月日西暦 |
| 個人宛名項目 | 続柄グループ |
| 個人宛名項目 | 続柄 1 |
| 個人宛名項目 | 続柄 2 |
| 個人宛名項目 | 続柄 3 |
| 個人宛名項目 | 続柄 4 |
| 個人宛名項目 | 最新住所 |
| 個人宛名項目 | 住所コード |
| 個人宛名項目 | 住所 |
| 個人宛名項目 | 郵便番号 |
| 個人宛名項目 | 外国人氏名情報 |
| 個人宛名項目 | 外国人通称名漢字 |
| 個人宛名項目 | 外国人通称名カナ |
| 個人宛名項目 | 外国人氏名優先区分 |
| 個人宛名項目 | 処理注意理由 |

| | |
|----------|--------------|
| 個人宛名項目 | 更新年月日 |
| 個人宛名項目 | 更新時間 |
| 個人宛名項目 | 自治体コード |
| 3.S3 | |
| 項目種別 | 項目名 |
| 個人宛名項目 | 住登外者宛名基本情報 |
| 個人宛名項目 | 市区町村コード |
| 識別情報 | 宛名番号 |
| システム情報項目 | 履歴番号 |
| 個人宛名項目 | 最新フラグ |
| 個人宛名項目 | 個人番号 |
| 個人宛名項目 | 氏名 |
| 個人宛名項目 | 氏_日本人 |
| 個人宛名項目 | 名_日本人 |
| 個人宛名項目 | 氏名_外国人ローマ字 |
| 個人宛名項目 | 氏名_外国人漢字 |
| 個人宛名項目 | 氏名_フリガナ |
| 個人宛名項目 | 氏_日本人_フリガナ |
| 個人宛名項目 | 名_日本人_フリガナ |
| 個人宛名項目 | 通称 |
| 個人宛名項目 | 通称_フリガナ |
| 個人宛名項目 | 通称_フリガナ確認状況 |
| 個人宛名項目 | 性別 |
| 個人宛名項目 | 生年月日 |
| 個人宛名項目 | 生年月日_不詳フラグ |
| 個人宛名項目 | 生年月日_不詳表記 |
| 個人宛名項目 | 住所_市区町村コード |
| 個人宛名項目 | 住所_町字コード |
| 個人宛名項目 | 指定都市_行政区等コード |
| 個人宛名項目 | 住所_都道府県 |
| 個人宛名項目 | 住所_市区郡町村名 |
| 個人宛名項目 | 住所_町字 |
| 個人宛名項目 | 住所_番地号表記 |
| 個人宛名項目 | 住所_方書 |
| 個人宛名項目 | 住所_方書_フリガナ |
| 個人宛名項目 | 住所_郵便番号 |
| 個人宛名項目 | 住所_国名コード |
| 個人宛名項目 | 住所_国名等 |
| 個人宛名項目 | 住所_国外住所 |
| 個人宛名項目 | 業務ID |
| 個人宛名項目 | 独自施策システム等ID |
| 個人宛名項目 | 名寄せ元フラグ |
| 個人宛名項目 | 名寄せ先宛名番号 |
| 個人宛名項目 | 他業務参照不可フラグ |
| システム情報項目 | 削除フラグ |
| システム情報項目 | 操作者ID |
| システム情報項目 | 操作年月日 |
| システム情報項目 | 操作時刻 |

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

| | |
|---|---|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| 住登外者宛名関係情報ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・書面様式は、本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う。 ・システムに登録する際に、異動対象者が徳島市の住登外の対象であるかどうかの確認を行う。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| | |
| 3. 特定個人情報の使用 | |
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 職員個人ごとに割り当てている生体認証によるアクセス権限又はIDとパスワードのアクセス権限を判定し、権限を有する者のみが特定個人情報関連画面を選択できるように制御を行っている。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | 宛名システムを利用する必要がある職員、委託先を特定し、個人ごとにユーザIDとパスワードによる認証及び生体認証を行う。 |
| その他の措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [] 委託しない |
|---|--|--|
| リスク：委託先における不正な使用等のリスク | | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の照会・更新従事者を制限する。 ・特定個人情報提供を禁止する。 ・情報漏洩を防止するための保管管理責任について定める。 ・情報が不要になった時、又は要請があった時は、情報の返却、消去などの必要な措置を講じる。 ・特定個人情報の取扱いについて検証し報告をする。 ・必要に応じて、本市が委託先の現地調査を実施することができる。 ・再委託を原則禁止とする。 | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | 委託先において特定個人情報ファイルの管理状況の検査を年1回以上実施し、書面にて本市に報告する。 | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [] 提供・移転しない | |
|---|--|-----------------------|--------------------------|
| リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク | | | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている | 2) 定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | ・番号法の規定に基づき認められている特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを整理しており、それにしたがって特定個人情報の提供を行う。 | | |
| その他の措置の内容 | USBメモリ・CD等媒体への書き込みをシステム側で禁止する。 | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている | 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| | | | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [○] 接続しない(入手) | [○] 接続しない(提供) |
|---|--------------------------|---|-----------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| | | | |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | |
| リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | | |
| ①事故発生時手順の策定・周知 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし | |
| その内容 | | | |
| 再発防止策の内容 | | | |

| | |
|---|--|
| <p>その他の措置の内容</p> | <p>(物理的措置) 【庁舎内における措置】 ①個人を特定できるように入退室用IDカードを貸与し、入退室管理システムでサーバー設置場所の入退室管理を行っている。 ②サーバー設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。また、業務端末については、セキュリティワイヤで施錠し、特定個人情報の照会・更新はエミュレータ経由で行うため、端末内に特定個人情報を保有しない。 ③サーバー設置場所に監視カメラを設置している。 【システムの維持運用委託先業者のデータセンターにおける措置】 ①宛名システム(税務システム(MICJET MISALIO))をデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理・有人監視及び施錠管理を行っている。また、設置場所は、データセンター内の専用領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>(技術的措置) 【庁舎内における措置】 ①不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを導入し、サーバー・端末のウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するため、ウイルスパターンファイルを定期的に更新を行う。また、ウイルスメール/スパムメール対策のシステムを導入している。 ②不正アクセス対策 不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 【システムの維持運用委託先業者のデータセンターにおける措置】 ①宛名システム(税務システム(MICJET MISALIO))では、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限・侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を実施する。 ②ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルを定期的に更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについては、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>【ガバメントクラウドにおける措置】 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASPをいう。以下同じ。))又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> |
| <p>リスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| <p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> | |
| <p></p> | |

| | |
|------------------------|--|
| 8. 監査 | |
| 実施の有無 | [] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | <p>【庁舎内における措置】</p> <p>①関係職員(任用された会計年度任用職員等を含む。)に対しては、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、研修台帳に記録を残す。</p> <p>【システムの維持運用委託先業者のデータセンターにおける措置】</p> <p>①運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ②業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施する。</p> |
| 10. その他のリスク対策 | |
| | |

IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|---|
| ①請求先 | 徳島市総務部総務課情報公開担当（総合窓口） 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市財政部税務事務所市民税課 市民税第一係、市民税第二係、市民税第三係（所管課） 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5063~5065 |
| ②請求方法 | 個人情報の保護に関する法律に基づき、書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 |
| ③法令による特別の手続 | |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等 | |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 徳島市財政部税務事務所市民税課 市民税第一係、市民税第二係、市民税第三係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5063~5065 |
| ②対応方法 | ・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせについては、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を定めている。 |

V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|-----------------------|---|
| ①実施日 | 令和6年12月25日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 | |
| ①方法 | - |
| ②実施日・期間 | - |
| ③主な意見の内容 | - |
| 3. 第三者点検【任意】 | |
| ①実施日 | - |
| ②方法 | - |
| ③結果 | - |

(別添2)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|----|--------|--------|------|-----------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |